

中国出家教団における師弟関係について

佐藤達玄

道宣の戒律に対する見識が最もよく示されたものは四分律行事鈔であるが、行事鈔を研究する場合に比較検討するに便利な好箇の資料に、道世の毘尼討要があることは周知の通りである。

いまこの両書の序文を見ると、道宣・道世はともに唐の高宗（六四九—六八三在位）のころ、長安の弘福寺で活躍した智首律師（五六六—六三五）の講席に座を列ね、その講義内容を筆録したものを基本として、諸文献や当時の教団の実態を勘案し、時代に即応した教団の生活規範を撰述しようとした態度が窺われる。そこには仏陀の教法を久住せしめようとする伝統的な精神が忠実に受け継がれ、それを更に中国的な感覚で蘇がえらそうとした努力のあとがみられる。それゆえ両書は大筋においては販趨を一にするものであると思われるが、実際に両書を比較した場合

中国出家教団における師弟関係について（佐藤）

一、道宣・道世は律学については同じく智首律師の法灯を継承しながら、その記述内容は簡潔であったり、詳細であつたりする場合が多くみられること。

二、両者が同一の問題を取扱いながらも、記述する場所が異なること。

三、両者の発言が一致せず、行事鈔あるいは毘尼討要のみが言及している部分は、両者の独創的意見として取扱うことが妥当であるか否か。

この三点が両者の相違点として指摘できるが、全体を通じてみる限り、道宣の記述は道世よりも遙かに詳細であるが、その文献引用の態度はきわめて自由で、必ずしも文献通りでないことが目立つのである。例えば「四分律に曰く」とあつても、内容は四分律通りではなく、自由に文章を書き改めて、各部派所伝の律藏をできうる限り中国出家教団に適合させることに、最大の努力を払おうとする真摯な態度が窺えるのである。

前述のような両者の記述の相違は、両者が互いに基本的立場において同調しがたいものがあつたことに発するものであると思われる。この点について両者は、自己の律学の立場を問答体の形式でつぎのようにのべていることに注目したい。まず道宣は行事鈔受戒縁集篇第八で、

問う、此の教宗はこれ何乗なれば、而し大乘の志を発するや。

答う、此の四分宗は義、大乘に当る。戒本の文に云く、もし自身のために仏道を欲求するあらば、当に正戒を尊重すべし。及び衆生に廻施して共に仏道を成せんと。律の中に多く誠例あり、光師亦判じて大乘律の限に入れたり。

といい、光統律師以来の律学が四分分通大乘に立脚し、上品心をもって四分律の規定する内容を修行すべきであるとし、今この戒を受くることは、泥洹の果に趣き、三解脱門に向い、三聚淨戒を成就して正法をして久住せしめんがためなり。といっている。これに対して道世は毘尼討要受具戒章第九の、第三発戒の縁において、

問う、この教はこれ、小、云何が大志を発するをえん。豈に宗と相違せざらんや。

答う、古代の諸師は、多く四分を判じて大乘となすは、良に恐らく非なり。教は実にこれ小にして、大志を発することを得ることを妨げず。

といつて、四分小乗説に立脚しながらも、なお大乘への通

路を認めようとする態度がみられる。これが両者の見解の分れる原点であることを忘れてはならない。いまここでは、道宣の四分分通大乘の立場から、仏教々団における伝統的な師弟関係をどう眺めているかに論述の焦点をしばって行きたいと思う。

(1) 大正藏四〇・二六b

(2) 続藏經第十七套第二冊、一一八

二

師弟関係は出家教団のみでなく、中国社会における学問芸術の秘法を伝授する場合などをみると、両者の関係は実に嚴格そのものである。師法を貴び、師に入門することは、文字通り師の家風を学び、師に随順することを意味する。そして久しい随順の後に始めてその奥義が授けられるのである。われわれはその具体例を抱朴子の勤求篇にみることができる。

道宣においては、仏法が久住するには、一に師弟の求道に對する不退転の決意と、その持続が最も肝要であり、仏の制戒を守って修行に打ち込むことが、究極においては仏祖道の開頭に通ずるとして、

仏法の増益し広大なることは、寔に師徒相攝するに由る。

といつて、師弟の温かい道念が支えとなっていることを指摘している。だが各部派所伝の律藏がのべている師弟関係の在

り方は、きわめて厳格な上下の人間関係を強調するため、封建道徳を説く儒教の倫理規定に近いものを感じさせるのである。

中国社会では、出家者は方外の士として社会から遊離した存在としてみられていたが、出家者自身、かれらが社会の一員として生活する以上、伝統的な社会構造を頭から否定し去ることは、出家者個人のみでなく、教団の存立すらも危うくすることは歴史の証言するところである。道宣は唐代の仏教々団にみられる種々の弊害の根源が、師弟道の衰微にあることに注目して、「師資相撰篇」第九の冒頭でつぎのように述べている。

比、玄教陵遲して慧風扇を揜い、俗は侮慢を懷いて道は非法を出せること、並に師は率誘の心なく、資は奉行の志を闕けるに由る。二つながら相捨して妄りに鄙境に流る。道を光らさしめんと欲すとも、焉ぞ得べけんや。故に倒懸の急を極い、授くるに安危^んの方を以てす。幸に敬うて、これを行ぜんに則ち永く法滅なけん。

この道宣の主張は、生活共同体としての出家集団の最も基本的なモラルは、師弟道にあることをいわんとするものである。いま師弟の在り方の基本的態度を解説した「師資相撰篇」を記述するに当って、道宣はどのような文献を駆使して、その枠組を構成したかについて、文献の引用回数からみ

ると、四分律二一回、僧祇律一六回、十誦律八回、五分律六回、善見律五回、毘尼母經二回、摩得勒伽論・明了論各一回、雜阿含經・五百問經各五回、大乘涅槃經・大集經・地持經・三千威儀經・善戒經・尸迦羅越六方礼經・偽經の浄土經各一回などである。このほかに引用しながらも肯て明記しないものに沙弥威儀經があるが、道宣はふれようとしない。この点は道世の方が正直である。また「師資相撰篇」を論述する場合には、教団の構成員である沙弥について、とうぜん言及することになるから、沙弥を取扱った「沙弥別行篇」は「師資相撰篇」と近接した箇所^に位置^すけるべきであるのに、行事鈔ではこれを巻末にもってきたことは、行事鈔の構成上からみて不自然であり、未整理の感じがしてならない。

(1) 大正蔵四〇・三〇。

(2) 同上

三

南北朝時代における仏教界の第一人者であった僧祐が、弘明集巻八において、僧俗社会の人間関係を批判して「在家には即ち二親の愛あり、出家には即ち嚴師の重あり^い」とのべて、世俗から隔離された修行者集団における人間関係の冷徹さを指摘している。道宣は宗教社会においても、師弟の人間関係は世俗の温かい親子の情愛があつてしかるべきであると

考え、人間味のあふれた師弟関係を築き上げることが急務であるとして、種々の文献にその範例を求めたのである。

さて、方外の士として全く血縁関係を否定した宗教社会で、親身に弟子を教育指導するのは、師である和尚・阿闍梨をおいては外にない。それゆえ出家教団における人間形成の歩みの中で、師に期待するものがいかに大きいかはいうまでもない。道元も学道用心集で「行道は導師の正と邪とに依るべきか」「正師を得ずんば学ばざるに如かず」とまで極言している。そうした正師に師事すべき弟子の態度として、道宣は尸迦羅越六万礼経を引用して

弟子、師に事うるに五事あり。一には当に之を敬難すべし、二には当にその恩を念すべし、三には所有る言教は之に随うべし、四には思念して厭かざれ、五には後に従うて之を称誉すべし。師は弟子を教うるに亦五事あり。一には当に疾く知らしむべし、二には他人の弟子に勝れしむ、三には知り已るに忘れざらしむ、四には疑あらんに悉く解き、五には智慧をして師に勝らしめんと欲す。

三)を引用して

和尚は弟子を看ること、当に兎意の如くに看るべし、弟子は和尚を看るに父意の如くすべし。

三)を引用して、出家教団における伝統的な師弟道を親子の情愛を

基本とする乳水和合の相として把えようとしたのである。ここでいう弟子とは、童行・沙弥をさすことはいうまでもないが、高僧伝などでのべる出家の年令をみると、法頭の三才出家は例外として、五歳から十二歳ぐらいまでの出家者の多いのが目立っている。これらは律の規定によると馭烏沙弥に当る。僧祇律(卷二九)では、七歳から十三歳までを馭烏沙弥、十四歳から十九歳までを応法沙弥、三十歳から七十歳までを名字沙弥といっているから、十四歳以上を正規の沙弥として認めていたようである。四分律(卷三四)には「父母聴さざれば、度して出家せしむることを得ず」とあるが、これについても北魏の僧玄高伝(高僧伝卷十一)によると、玄高は十三歳のとき出家しようとして中常山に出かけたが、山僧は「父母聴さざれば、法として度するをえず」といって、家に返しているから、北魏時代の教団は律の規定を忠実に守っていたことが明らかである。

いずれにしても中国の出家教団では、七歳の童子が沙弥の出家作法によって和尚を定め、十戒を受けて僧伽の一員となつて師弟関係が成立すれば、沙弥たる弟子は師のために献身的な奉仕を義務づけられたのである。従つてそこでは師は文字通り嚴師として存在し、和尚の意志通りの教育が施されたとみてよいであろう。事実、師が弟子を教育する場合には、型通りに自己の得意とする教学や、修行体験に基づく人間形

成が開始されたことは、高僧伝がこれを実証している。

道宣も「沙弥別行篇」で僧祇律によって出家の下限を七歳に押え、上限については「七十を過ぎ臥起に人を須いんには度するを聴さず」といつている。ここに注意しなければならぬことは、インドの出家教団には存在しなかった「童行」が、初めて中国の教団に現われたことである。道宣も「沙弥別行篇」や「教誡律儀」において、行者や童行の名称を使用しているから、童行が存在していたことは事実である。

童行とは童子の行者のことで、有髪のまま寺院に住い、剃髮得度して沙弥になるまで、雑務のかたわら仏道修行に専念する者をさしているのである。釈氏要覽卷上の行者の項には「凡そ十六已上をよんで行者となす」といい、童子の項には「白衣の苾芻の所に詣つて、専ら仏典を誦し、落髮を求めらる」と定義づけている。

隋代以前の出家者の伝によると「七歳出家して沙弥となる」とか、「九歳出家、度して沙弥となる」というように、律の規定によって出家剃髮の手続きがとられるのが一般であつて、童行となることはなかったように伝えている。そして沙弥の生活については続高僧伝卷十五、智微伝に

楽んで僧務を理む。執役ある毎に、形苦を憚からず。昼は衆僧に供へ、夜は章疏を読み、衣帯を解かず。精を研めて怠るなし。

とのべているように、労働や衆僧の供養に努める一方、仏典

の研究に励んだのである。道宣の如きも、十五歳で俗を厭つて長安の日嚴寺で出家し、智顛を師として法華經その他の經典を学び、十七歳で剃髮して沙弥となつている。僧伝一般の記述から察すると、剃髮するまでの期間は恐らく童行的存在であつたに違ひないと思う。

かかる童行の発生は、東晋から南北朝時代にかけて、多数現われた私度僧の出現が原因であると解釈するのが妥当であろう。それは魏書卷一一四釈老志によると、高宗文成帝が即位した興安元年（四五二）に、復仏の詔を下して出家者の定員を「大州五〇人、小州四〇人、郡の都（平城）より遙遠なるもの一〇人」と定めたが、それを四〇年後の太和十六年（四九二）に改正して、毎年四月八日、七月十五日に大州では一〇〇、中州では五〇人、下州では二〇人という枠内で公度僧の定員を決めて、僧籍を造り、力役免除の特権を与えたが、このいわゆる国家試験に惜しくも不適格の判定を下された者は次回の試験に望みをかけて学問修行に専念しなければならなかつた。かかる者が童行であつたことは想像に難くない。

このように政府機関の介入のもとに行なわれた出家者の認定試験制度が、出家教団にとってはまたとない僧侶の質的轉換の好機でもあつた。当時の出家者の適否を判定する条件は、經典の読誦能力の有無が第一とされていたことは、続高僧伝にみられる保恭伝・慧瑜伝・智拔伝・僧弁伝などによつ

て明らかである。かれら出家希望者は、剃髪前の一定期間、寺に止住して經典の誦誦を学習し、その能力によって剃髪受戒が容認されたことを伝えている。いま中国の童行・沙弥たちが受具前にどのような学習をしたかを高僧伝から数例を拾ってみよう。

道安（巻五）は十二歳で出家し、

師、弁意經一卷を与う、五千言ばかりなり。安、經を齎して田に入り、息うに因みて就きて覽、暮に帰りて經をもって師に還し、更に余者を求む⁽¹⁰⁾。

といい、その弟子の慧遠（巻六）は、聰明の理由から師の道安は「特に慧遠に俗書を廃せざることを聴⁽¹¹⁾」したと伝えている。また道融（巻六）は、

師その神彩を愛して先ず外学せしむ。村に往きて論語を借り、竟に齎らし帰らずして、彼においてすでに誦す。師更に本を借すに、これを覆して一字も遺さず⁽¹²⁾。

といって、その秀才ぶりを伝えている。道盛（巻八）は「涅槃・維摩を善くし、兼ねて周易に通ず⁽¹³⁾」といい、弘充（巻八）は「莊老に通じ、經律を解す⁽¹⁴⁾」という。曇斐（巻八）は方等の深經はみな綜達するところ、老莊儒墨頗るまた披覽す⁽¹⁵⁾。

といい、法上（続伝巻八）は聖沙弥といわれ、十二歳で出家し「維摩・法華を誦し……年学歳に暨びて創めて法華を講⁽¹⁶⁾」じたという。慧遠（巻八）は「年十六にして……大小の經論あ

まねく皆博涉す⁽¹⁷⁾」といい、智琳（巻十）は「年、幼学に在り、服膺して業を請い、礼・易・莊・老悉く幽致を窮む⁽¹⁸⁾」といひ、智拔（巻十四）は「六歳にして出家し……初め法華を誦し、日に五紙に通ず⁽¹⁹⁾」といっているように、かれら高僧たちの修学時代の模様がほぼ推察できよう。

- (1) 大正蔵五二・五二 a
- (2) 同 四〇・三一 a
- (3) 同 二二・七九九 c
- (4) 同 二二・四六一 b
- (5) 同 二二・八一〇 a
- (6) 同 五〇・三九七 a
- (7) 同 四〇・一四九 c
- (8) 同 五四・二六七 a
- (9) 同 五〇・五四一 b
- (10) 同 五〇・三五一 c
- (11) 同 五〇・三五八 a
- (12) 同 五〇・三六三 b
- (13) 同 五〇・三七五 c
- (14) 同 五〇・三七六 a
- (15) 同 五〇・三八二 c
- (16) 同 五〇・四八五 a
- (17) 同 五〇・四九〇 a
- (18) 同 五〇・五〇三 c
- (19) 同 五〇・五三七 b

四

道宣は「師資相摂篇」第九の「弟子法」・「和尚法」において、弟子が和尚に依止する期間は律の規定によると、有智比丘は最低五年、愚癡比丘は命終まで依止するという基本線を守るべきであるとしている。しかし優秀な弟子は、法臘十歳に達した時点で、かれ自身も弟子をもつことができるということから、弟子が和尚に依止する期間は、実際は十年間ということになる。

では、弟子の側から師を選ぶ場合の基準はどこに置かれていたかという問題に関して、十誦律卷二十一には三〇項目、五分律卷十七には四十五項目、巴利律には八十八項目の多くの条件を挙げているが、僧祇律卷二十八雜誦跋渠法六では、これを要領よくまとめて、十法成就した者は師たるに値するといっている。その十法とは、(1)持戒 (2)多聞阿毘曇 (3)多聞毘尼 (4)学戒 (5)学定 (6)学慧 (7)能出罪能使人出罪 (8)能看病能使人看 (9)弟子有難能送脱能使人送 (10)満十歳であるという。だが各律蔵に共通している事柄としては、師は戒・定・慧の三学を成就していて、しかも持戒者であり、阿毘曇や毘尼に関して多聞であり、弟子の疑問を解決してやれるほどの教養をもち、或は後述する七種の共行法を知る者ということになる。だが、法臘十歳以上の者で、これらの諸条

件を具備した人格者を求めようとしても、たやすくは得られないのである。

道宣はそうした困難な条件を緩和し救済する方法として、「諸雜要行篇」第二十七において、十住に云わく、仏法は所説行を貴びて多読多誦を貴はずと。既にして知ること此の如くして、請う古徳の示す所に依るべし。と前置きして、つぎのようにのべている。

云く、勝鬘一卷を誦せんに、一切の仏法の根本を撰し尽さん。(如来蔵一卷もまた同趣なれば便誦するを得ん)、戒本一卷には一切の止持の行を撰し尽くす(出家の人は初め受具し己るに仏制して即ちこれを誦せしめたまう)、羯磨一卷は一切の作持の法を撰し尽くす(五歳已上にして誦せずんば終身依止を離れず)。道に根本あり、行に止作を別つに由りてなり。此の三巻を誦せんに仏法の綱要を統撰せん。

といつて、勝鬘經・戒本・羯磨本の三巻は仏法の綱要を述べたものとして必読を勧めており、さらに学道者に余力があれば

諸余の大部の經蔵をも必ず須らく博く読むべし。広見の長あらばまた心行を匡輔し、道業を助けて罷散するなきを得ん。

といつている。そしてさらに、当時世俗一般で広く読まれていた東晋の郗超撰「要覽一卷十篇」については、並に人の志行たるの法を論ぶれば、また同じく披読すべし。文に

依りて見を生ぜずといえども、而も俗をもつて道に方べんに、固に僭犯を免れん。

といつてその必読を勧め、その他は

長時に則ち坐禅し、義を問ひ、解を請じ、異を求むる等なり。

と結んでゐる。ここにいう「要覽一卷」の著者郝超は、徐州北方の高平金郷の名族で、中書郎の官職にあった在俗居士であるが、居士として始めて仏教の要諦としての「奉法要」を著わした仏教学の第一人者で、学界から高く評価されていた人物であるから、道宣のいう「要覽一卷」とは恐らくこの「奉法要」をさすものであらうと思われる。

また道宣は仏藏經を引用して「五夏以前は人に依いて律藏を受學し、五夏以後に具さに知りなば、応に無我人法を學ぶべし」といって、大乘教學に精通することを要請している。ここにいう律藏の受學とは善見律（卷十六）によると、「いかんが律を學すなる、謂わく誦誦と解義」であるという。

だが依止すべき和尚にそれ相応の教養があるか否か、不明の場合にはどうしたらよいか。これについては薩婆多部毘尼摩得勒伽卷六を引用して、

凡そ人に依止せんと欲せんには、当に好く能く善法を長ずべき者を量宜すべし、及び余人に問うべし、此の比丘の戒徳や何以、教誡を能くするや不や、眷属は復た何に似るや、諍訟あることなきや不や。

といい、また善見律（卷十六）によつてもし律を解せずして、ただ經論のみを解せるには、沙弥を度し及び依止たることを得じ。

といつてゐるが、この場合の律を解すとは、持律という意味で、僧祇律（卷二十五）によるとその内容は「有罪を知り、無罪を知り、輕を知り、重を知る」ことであるといつてゐる。また道宣は和尚の五種の非法をみたならば、懺謝して和尚の許を去れといひ、その場合去る理由として、次の五項目を和尚に伝えよといつてゐる。

- (一) 我が如法をも和尚は知らず。
- (二) 我が不如法をも和尚は知らず。
- (三) 我が犯戒をも和尚は捨てて教誡せず。
- (四) 若しは不犯をもまた知らず。
- (五) 若しは犯じて懺せるをもまた知らず。

- (1) 大正藏二三・一四九b—c
- (2) 同 二二・一一四c
- (3) 南伝大藏經第三卷一〇九—一一五
- (4) 大正藏二二・四五七c
- (5) 善見律卷十六によると「十歳に満つと雖も、愚癡にして智慧なくば、人に具戒を授くるを得ず」（大正藏二四・七八九b）といふ。

- (6) 大正藏四〇・一四七b

(7) 大正蔵四〇・一四七b

(8) 同上

(9) 同上

(10) 同上

(11) 弘明集卷十三所収

(12) 大正蔵四〇・一四七b

(13) 同 二四・七八六b

(14) 同 二三・五九九。行事鈔は摩得勒伽と異なるが取意なること明らか。

(15) 大正蔵二四・七八六b。善見律には「若し律を解せず、但だ修多羅・阿毘曇を知るのみにては、沙弥を度し人に依止を受くるを得ず」とある。

(16) 大正蔵二二・四二八c

(17) 同 四〇・三四a。五項目について道宣は一言もふれていないが、これは五分律卷十六に「師は応に弟子の犯戒・不犯戒・悔過・不悔過を知り、犯戒をみては応に教誨すべきなり、若し知らず教誨せざらんには突吉羅なり」(大正蔵二二・一一三c)とあるのによるものであることは明らかである。

五

次に弟子が和尚に依止する場合の正行として、道宣は七種共行法・三種別行法を規定している。この七種共行法は四分律卷三十三、受戒犍度の三に論じている内容であって、大体四分律のいうところと同じである。

中国出家教団における師弟関係について(佐藤)

〔I〕 七種共行法⁽¹⁾とは、

(一) 衆僧、師の与に治罰を作さんに、弟子は中において当に如法に料理⁽²⁾して、和尚をして僧に順從せしむべし。設し作さんには、如法に違逆せずして除罪を求めしめ、僧をして疾く解罪を与えしめよ。

(二) 若し和尚にして僧残を犯さんには、弟子は当に如法に勸化して、それをして発露せしめおわり、為に集僧して覆罪六夜出罪等を作さしむべし。

(三) 和尚、病を得んに弟子は当に瞻視し、若しは余人をして看せしめ、乃し差え、若しくは命終に至るべし。

(四) 和尚、住処を樂まさらん、弟子は当に自ら移し、若しは人をして移さしむべし。僧祇⁽³⁾には出家して梵行を修し、無上の沙門果を説くを能くせんには、衣食なしといえども、尽寿に和尚を離るべからず。若し遊方せんと欲せんには和尚は応に送るべし。若し老病ならんには応に人に嘱すべし。当に教えて云うべし、「汝可しく遊方すべし、多く功德あらん。諸の塔廟を礼し、好待衆に見えんこと見聞する所多かるべし、我れ老いざらんには亦復去らんと欲せんを」等と。

(五) 和尚に疑事あらんに、弟子は当に法をもって、律をもって、如法に除かしむべし。

(六) 若し悪見生ぜんに、弟子は教えて悪見を捨てて善見に住せしめよ。

(七) 弟子は当に二事をもって將護すべし。法もて護るとは、応に

増戒・増心・増慧・学問・誦経を教うべし。食もて護るとは、
 当に衣食・医薬を与えて、力の堪うる所に随うてために弁ずべ
 し。

このように七種をのべ、「この七種法は諸部多く同じ」と
 いつている。そしてさらに僧祇律と五分律を引用して詳説し
 ていることは、毘尼討要も同じである。

〔Ⅱ〕三種別行法として道宣は、(一)白事法 (二)受法の法 (三)
 報恩法の三つを挙げているが、この点は毘尼討要も大体同じ
 である。しかし討要では「三種別行法」とはいつていない。

(一) 白事法では、所用のため界（居住地域）を出て外出す
 る時には、五分律卷十七が

仏言わく、行く時に臨みて辞するを聴さず、要らず先んずること
 二三日にして師に白し、師は応に所往処及び可依止人ありやを籌
 量して、乃し去るを聴すべきなり。

とのべているように、「ただ大小便と楊枝を用いる」以外は、
 十誦律卷四十一^⑤でのべているように一切の所作はみな師に申
 し出ることを規定している。このことは律の規定によると、
 比丘が遊行のため精舎を退出する時には、房や寝具を分房舎
 人に還付して、然る後に出発することになっている。放置し
 たまま出発すると、房内寝具放置戒・房外寝具放置戒（共に
 波逸提）等にふれて罰せられることになっているから、道宣
 は白事法において、こうしたことに関連するための注意事項

として設けたものと思われる。

弟子が師と共に外出する時の注意事項として、道宣は善見
 律卷十六、鶉陀伽部の「近きを得ず、遠きを得ず、和上を去
 る七尺にして行く」という文や、沙弥威儀経が「足をもって
 師の影を踏むことを得ず」という文を引用してのべている
 が、これは明らかに「三尺去って師の影を踏まず」という儒
 教的な儀礼との関連として注意すべきである。

(二) 受法の法では、四分律卷三十三を引用して、「彼れ清
 且に和尚の房中に入り、経法を受誦して義を問うべし」とい
 うのみを挙げている。

(三) 報恩の法においても、四分律卷三十三によって、前文
 に引き続き、

清且に房に入りて小便器を除き、「時到れり」と白すべし等、応
 に日別に朝・中・日暮の三時に和尚を問訊して、二時（房舎修
 理・衣服補浣）の労苦を執作すべし、辞を設くるを得じ。

といい、その他は「四紙余の文」即ち四分律卷三十三弟子法
 に詳説してある事柄を「必ず須らく別抄して依用すべし」と
 いつている。そして更に僧祇律卷三十四によって、共行弟子
 は

晨に起きて先づ右脚より和尚の房に入り、頭面に礼足して「安眠
 し給えりや不や」と問うべし。

といい、また十誦律卷四十一の諸処から引用して、

もし和尚を浴せしめんには、先に脚を洗い、次に胼より乃し胸背に至れ。若し病まんに先ず和尚の物を用い、無くんば自なるを用い、若しは他に従うて求むべし。日に三時（早起・食後・日没時）に弟子を教えて、「悪知識に近づき、悪人を伴となすこと莫れ」と。弟子もし病まんに、人の看るありと雖も、須らく日別に三たび往いて看病者に語ぐべし、「疲厭すること莫れ、此事は仏の讚歎したまう所なれば」と。

とのべている。このように弟子の猷身的な奉仕に対して、和尚はどう報ゆべきかについて、道宣は「沙弥別行篇」第二十八⁽¹⁰⁾において、福田経や僧祇律に基づいて、沙弥に五徳・六念・十数を説示せよといっている。

(一) 五徳とは

- 1、発心出家す、道を懐佩するが故に。
- 2、其の形好を毀る、法服に応ずるが故に。
- 3、身命を委棄す、道に遵崇するが故に。
- 4、永く親愛を割く、適莫なきが故に。
- 5、大乘を志主す、人を度せんが為の故に。

(二) 六念とは、「俗人の仏法僧等の六には同じからず。制は沙弥に通ずるが故に、第三念の時に至りて『我れ今年若干、某年月日時に十戒を受けたり』と云い、律に生年の次第を制するをもって、又出家年の次第と、二つながら俱に須らく知るべきなり。」

中国出家教団における師弟関係について（佐藤）

(三) 十数とは (1)一切衆生は皆食に依仰す (2)名色 (3)痛・痒・想 (4)四諦 (5)五陰 (6)六入 (7)七覚意 (8)八正道 (9)九衆生居 (10)十一切入

さらに和尚の弟子教育法については、道宣・道世ともに僧祇律卷三十四、「明威儀法」の文によって説明しているが簡略なため、ここでは僧祇律の本文によって示すと、

具足を受け已らんに応に二部毘尼を誦せしめ、若し能わざらんには一部を誦せしめ、復能わざらんには広く五篇戒を誦せしめ、復能わざらんには四・三・二より下至ること四事を誦せしめて、日に三たび教うべきなり、晨起と日中と向冥となり。教法とは、若しは阿毘曇、若しは毘尼なり。阿毘曇とは九部経、毘尼とは波羅提木叉の略と広となり。若し能わざらんには応に罪の軽重を知り、線経の義を知り、毘尼の義を知り、陰・界・入の義を知り、因縁の義を知らしむべきなり。威儀を教えて非威儀は応に遮すべく、受経時・共誦時・坐禅時も即ち教と名づく。若し受経・共誦・坐禅せざらんには、下至ること「放逸する莫れ」と教うべきなり。⁽¹¹⁾

とある。僧祇律がのべているように、二部毘尼即ち比丘・比丘尼の戒律を誦し、広くその義に通ずることは、四分律・五分律・十誦律等も和尚たる者の資格に十法成就が条件となつているが、その中で必ずふれている問題である。それゆえ指導者としての和尚が、二部毘尼に通ずることは部派仏教以来

の伝統であるし、伝統承受を基本的立場とする道宣としては、この点を強調せざるを得なかったであろうし、指導者としては当然習熟しておくべき教養でもあったのである。

また僧祇律卷二十八雜誦跋渠法には、和上・阿闍梨が共行弟子・依止弟子に教うべき法の内容について、(1)不淨応遮・(2)非行処・(3)被羯磨・(4)悪邪見起自解使人解・(5)自出罪使人出罪・(6)病自看使人看・(7)難起若自送若使人送・(8)王賊の八項目⁽¹⁴⁾をあげているが、道宣はこの中で特に最後の項目を取り上げて、「師資相攝篇」の中で、僧祇律の解釈の要点のみを述べている。即ち

弟子にして王難を為(こうむ)らん、師は必ず經理すべく、若し賊の抄掠等には錢を貸めて救い贖え、不(しから)ざらんには罪(越毘尼罪)⁽¹⁵⁾を獲ん。

と。また同じく僧祇律卷二十八が「共住弟子・依止弟子は和上・阿闍梨に於て応に是事を行すべきなり」といって、(1)起迎・(2)報語・(3)作是事・(4)自作与他作・(5)衣鉢事・(6)自剃与他剃・(7)刀治・(8)与取・(9)受經授他・(10)与欲取欲・(11)服薬・(12)迎食与他迎食・(13)離境界・(14)大施・(15)不問去の十五項目⁽¹⁶⁾をあげている中、道宣は(3)の作事に関連して

若し師、非法の事を作して、汝を喚び来りて酒を取め来らしめんには、応に面語して云うべし、「我れ聞けり、仏は是の如きの非法の事は作すべからずと言えるを」⁽¹⁷⁾と。

といい、このほか沙弥たる者の心得べき事項については、僧祇律の「第二十八・九巻中に多く行法あり、須いん者は之を見るべし」⁽¹⁸⁾と結んでいる。

(1) 毘尼討要も大体同じ内容をのべているが、行事鈔の方が詳細である。

(2) 四分律卷三十三には「僧をして和尚のために羯磨を作さしめず、若しは作すも軽からしむ」(大正蔵二二・八〇一b)とある。

(3) 毘尼討要には「僧祇には出家し云々」以下の文はない。

(4) 大正蔵二二・一一八b

(5) 同 二三・三〇二a

(6) 同 二四・七八九a

(7) 同 二四・九三三a

(8) 四分律には「誦經法を受け云々」(大正蔵二二・八〇一c)とある。

(9) 大正蔵四〇・三二a

(10) 同上

(11) 同上

(12) 同 一五〇c

(13) 同 二二・五〇一c

(14) 同 四五八b—c

(15) 同 四〇・三三a

(16) 同 二二・四五九a

(17) 同 四〇・三四a。僧祇律には「若し彼女を喚び来れ、

酒を取り来れと言わんに、応に軟語して云々」(大正蔵二二・四五九 a)とある。

(18) 大正蔵四〇・三四 a

六

このような和尚の指導に対して、弟子が服従しない時の処置として道宣は「訶責法」を設けている。そして訶責する際の和尚自身の心構えについて、次のようにのべている。

凡そ他を責めんと欲せんには、先ず自ら己が内心の喜怒を量るべきなり。若し嫌恨するあらんには但だ自ら抑忍せよ。火、内より発つて先づ自ら身を焚かん。若し懷慈濟にあらんには又過の輕量を量るべし。又訶辞の進退に依(したが)うにも、前にその過を出して非法を知らしめ、過に依りて順訶せん⁽¹⁾に心伏して從順すべし。若し過淺きに重く訶し、罪深きに軽く責め、或は憤怒に隨(まか)せて醜辞をほしいままにするは、これ乃ち心に隨うて処断して未だ聖旨に準ぜず、本相利するに非ず、師訓成ぜじ。宜しく俗の鄙懷を停めて出道に依りて過を清め、内には慈育を懷き、外には威嚴を現じて苦言もて切勸して其をして改革せしむべし。律の五法に依りて罪に次して之を責むべし⁽²⁾。

このように訶責する者の立場についてのべたのちに、四分律卷三十四によって五事の訶責法をのべている。即ち

1、我れ今汝を訶責す、汝去れ(過極めて重きに由りて遠く出で

去らしむ)。

2、我が房に入ること莫れ(寺に在りて住するを得るも、外に在りて供給するなり)。

3、我が為に使と作る莫れ(參承して房に入るを得べしとす)。

4、我が所に至る莫れ(外に經營を事とするも、師の左右に来るを得ざるなり。依止師の訶ならば、汝我に依止すること莫れと云うべし)。

5、汝と語らじ(過最も輕小なれば、隨うて侍奉するを得るなり)。

と。では、このような訶責法は弟子のどのような行動に対して発動すべきかについて、道宣は四分律卷三十四によって、次のようにまとめている。

謂く、無慙(悪を作りて恥ぢざるなり)、無愧(善を見て修せず)、にして教を受けず(説の如く行ぜず)、非威儀を作し(下の四篇を犯す)、恭敬せず(我慢にして自居す)、与に語り難く(成論に云わく、師教に反戾すと)、悪人を友と為し、好んで姪女家・婦女家・女童女家・黄門家・比丘尼精舎・式舎尼・沙弥尼精舎に往き、好んで往いて龜鼈を看るなり、律文此の如し⁽³⁾。

右のような十五種の不如法な行為をあげているが、道宣によれば「今の所犯の者、未だ必ずしも文の如くならず、但、過あらんには準じて合に罰に依るべし⁽⁴⁾」というから、十五種以外の非法行為が行なわれていたことが知られるが、それらは

皆律文に準じて訶責されていたようである。

しかし、弟子が師の訶責を受け容れない場合はどうするかについて、道宣は僧祇律を引用して、

若し師、弟子を訶責するに受けずんば、当に知事人に語けて食を断すべし。若し兇悪ならば師自ら遠く去るべし。若し依止の弟子ならんには、師応に出界して一宿して還るべし。若し弟子に過あらば、和尚は弟子の為に諸人に懺謝して云うべし。

と述べている。そして弟子の身元保証人たる和尚の懺謝の口上として、

凡夫は愚癡なれば何ぞ能く過なからん。此の小児は晩学なれば実に此罪ありしなり、当に教敕して作さざらしむべけん。

という一定の型を示している。当時の教団では訶責に際して、杖で打つ私的制裁が行なわれていたことについて道宣は、

三世の仏教より諸の治罰毎にただ折伏・訶責ありて、本杖を以て人を打つの法なきなり。

と述べて、曇無讖の菩薩地持論を引用し

上犯は罰黜し、中犯は折伏し、下犯は訶責す。

というが、「また杖を以て治することなし」と伝えている。

中国の寺制によると、古くから体罰が行なわれていたことは、道安の弟子法遇伝や慧琳伝、梁の簡文帝の八閔齋制などによって明らかである。唐代においても「唐律疏義」巻六に

よると、僧尼が師を罵れば、伯叔父母を罵る場合と同様に、徒（囚禁されて勞役に服する刑）一年で、犯罪いかんによっては杖（竹杖で脊・腿・臀を打つ刑）が課せられていたことを伝えている。このことは、当時の仏教々団の戒律が全く世法に包含されて、教団の自治が認められていなかったことを示すものである。したがって世俗の刑罰が教団内で公然と行なわれていたわけで、これについて、道宣はつぎのようにのべている。

比、大徳衆主を見るに、内に道分の承くべきなく、無徳を思わずして他を撰するに専ら考楚を行す。或は大衆に対し、或は復房中に縛束して首に懸け、非分に治打す。

という、想像も及ばない嚴刑が行なわれていたことを伝えている。かかる法外な嚴しい体罰の実施は、出家教団ではありうべからざることである。この点について道宣は大集経巻五十三を引用して、

もし破戒無戒なりとも、袈裟を身に著し、頭を剃れる者を打罵せんには、罪万億の仏身より血を出ださんに同じ。

と、怒りの念を込めて批判している。師が弟子を罰する訶責は、いわば私的制裁であるから、嚴しいものであってはならないため、道宣は四分律卷三十四によって訶責のあり方について、一定の枠を設けたのである。

尽形に訶責し、安居を竟るまで訶責し、病人を訶責し、或は喚び

来りて現前せしめずして訶責し、その過を出ださずして訶責する等は、並に非法を成ず⁽¹³⁾。

といい、もし沙弥を訶責し罰する場合は、

先ずその師に語ぐべく、師は亦非法に沙弥を助くべからず。若しは治罰して応に種々苦使を作さしめ、地を掃き、糞を除き、石を擲び、階道を治せしむべし。若し和尚・阿闍梨及び余人の為に作使せずんば、応に語げて如法に和尚・衆僧に供給し作使せしめ、次至らば応に作さしむべし。応に遮して僧中の利養を与えざるこ⁽¹⁶⁾とあるべからず、此は是れ施主の物なればなり。

といて、罰として肉体労働を課せと規定している。

だが弟子の側から和尚をみた場合、前にのべたように和尚に五種の非法があれば懺謝して師の許を去れといて、⁽¹⁴⁾が、そうだとすると、和尚は一体弟子に対してどうゆう態度で臨まなければならぬだろうか。この点について道宣は、和尚にはつぎのような四種のタイプがあるから、弟子はそれをよく見極めて、依止すべきかどうかを決定すべきであると⁽¹⁵⁾いっている。即ち

- (1) 法を与えて食を与えざらん、⁽¹⁴⁾ 応に住すべし。
- (2) 食を与えて法を与えざらん、⁽¹⁵⁾ 応に住すべからず。
- (3) 法食俱に与えんには、⁽¹⁶⁾ 応に住すべし。
- (4) 法食俱に与えざらん、⁽¹⁷⁾ 応に住すべからず。

と。そして和尚の許を去る場合には、昼夜を問わず捨て去れ

とまでいっている。

- (1) 大正蔵四〇・三三 b
- (2) 同上
- (3) 同 四〇・三三 a。善見律卷十七には「沙弥に十悪あれば滅擯すべし。何をか十となす。殺と盜と姪と欺と飲酒と仏と法と僧とを毀ると、邪見と比丘尼を壊る——(比丘尼を壊るとは、三処に於て姪を行なう)と、これを十悪法と名づく。」(大正蔵二四・七九二 a)といて十種をあぐ。
- (4) 大正蔵四〇・三三 a
- (5) 同 四〇・三三 c
- (6) 同上
- (7) 同 四〇・三三 b
- (8) 同 四〇・三三 c
- (9) 同 五〇・三五六 a
- (10) 同 五〇・三六九 a
- (11) 広弘明集卷二十八、大正蔵五二・三二四 c
- (12) 大正蔵四〇・三三 b
- (13) 同 一三・三五四 c、三五九 a
- (14) 同 四〇・三三 c。大集経と符合せず。
- (15) 同上
- (16) 同 四〇・一五一 c
- (17) 同 四〇・三四 a